

学校いじめ防止基本方針

新潟市立潟東中学校

「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布，同年9月28日施行）の施行に伴い，新潟市立潟東中学校では，この法律の趣旨を踏まえて校内体制を整備し，「いじめ防止対策」を推進する。

I 「いじめ」の定義（文部科学省）

児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

II 「いじめ防止対策」の基本的な考え

「いじめ」を重大な人権侵害・犯罪行為ととらえ，「いじめ」は人間として絶対に許されない，また，どこの学校でも，どの学年・学級でも，どの子どもにも起こりうるという認識に立ち，「いじめ」の防止，早期発見に努め，解決に向けて迅速かつ有効な対応を組織的に進める。

どの子も安心・安全に過ごせる学校を不断に追求する

- 1 「いじめを絶対に許さない」「いじめの起きない」学校づくり，風土づくりに計画的・組織的に取り組む。
- 2 「いじめは絶対に許されない」「重篤ないじめは，暴力や犯罪である」という強い認識をもたせる指導を徹底する。
- 3 子どもが安心して活動できる規律正しい集団を築き，子ども一人一人の自己有用感・自己存在感の滋養に努める。
- 4 保護者，地域との信頼関係を強固に築き，地域全体で子どもの健全育成を図り，いじめのない社会の実現を目指す。
- 5 いじめの早期発見と，迅速な対応に努める。
- 6 いじめられている子どもの気持ちに寄り添い，守る。
- 7 いじめを加害者，被害者，傍観者・観衆，保護者・大人の4局面でとらえ，関係者が役割を果たし，一体となって解決に取り組む。
- 8 いじめの解決に向けては，組織的な対応をとり，関係機関・専門機関と連携して対応する。

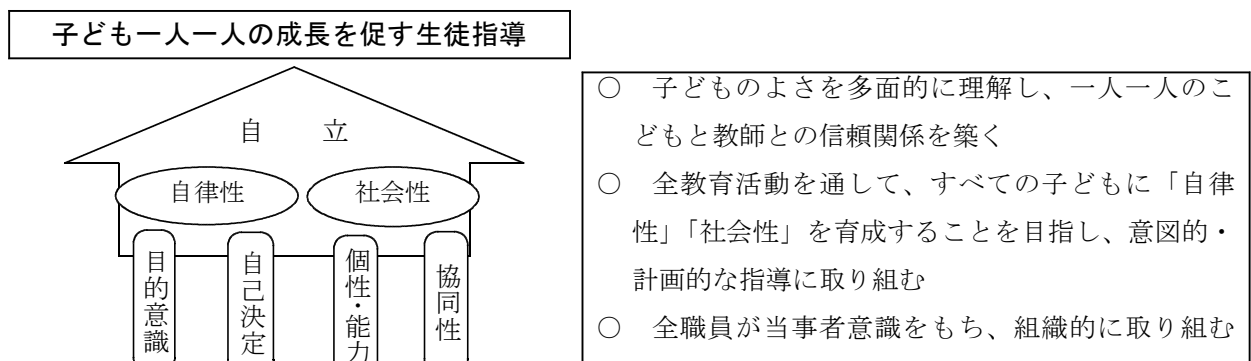
Ⅲ いじめ防止に向けて

1 教職員の姿勢

すべての子どもは、かけがえのない存在であることから、子ども一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。潟東中学校職員は、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害である」ことを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるように、保護者、地域とともにいじめ防止と早期発見に徹底して取り組む。

2 いじめの未然防止【いじめを生まない人間関係・学校風土づくり】

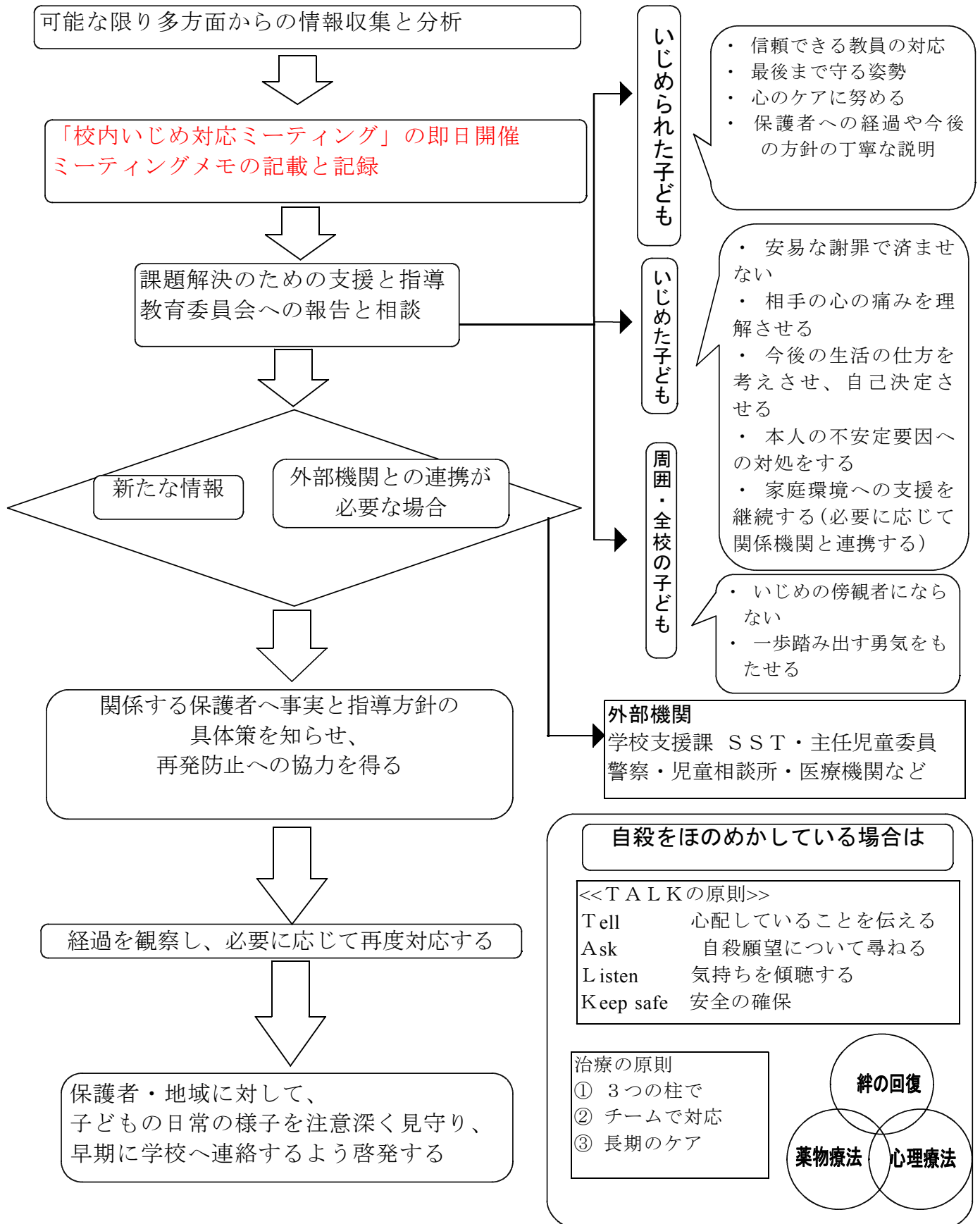
- (1) 規律ある集団づくり だれにでも自分からあいさつ
- (2) 学力向上 どの生徒も取り組みやすい授業づくり
新潟市の推進する授業づくり
ユニバーサルデザインに基づく授業づくり
- (3) 自己有用感 どの生徒も活躍の場があり、認められていると実感・納得できる教育活動の推進
学級活動、生徒会活動、部活動等の特別活動
- (4) 保護者・地域との協力体制の整備
- (5) 人権感覚の育成 いじめ・差別につながる言動を許さない意識の醸成
生徒会による活動 学年委員会のスローガン掲示等の啓発活動
特別の教科道徳の授業



3 いじめの早期発見【いじめは観ようとしなければ見えない】

- (1) 日常の観察と細やかな情報の交換と共有（全職員）
- (2) こまめな記録の積み重ね（担任） デイリーライフ（毎日）
- (3) アンケート等の活用
 - ①生徒のアンケート（絆アンケート：毎月）
 - ②保護者アンケート（7・12月）
- (4) 教育相談体制の充実（全校生徒対象）：教育相談週間（5・11・2月）
- (5) 生徒理解の会（4月及び随時）
 - ①生徒指導部会（週1回）
 - ②運営委員会（週1回）
 - ③生徒指導情報交換会（4・8月）

3 いじめ解決への対応【いじめを認識したら、方針を決め、組織的に対応する】



可能な限り多方面からの情報収集と分析

「校内いじめ対応ミーティング」の即日開催
ミーティングメモの記載と記録

課題解決のための支援と指導
教育委員会への報告と相談

新たな情報

外部機関との連携が
必要な場合

関係する保護者へ事実と指導方針の
具体策を知らせ、
再発防止への協力を得る

経過を観察し、必要に応じて再度対応する

保護者・地域に対して、
子どもの日常の様子を注意深く見守り、
早期に学校へ連絡するよう啓発する

いじめられた子ども

- ・ 信頼できる教員の対応
- ・ 最後まで守る姿勢
- ・ 心のケアに努める
- ・ 保護者への経過や今後の方針の丁寧な説明

いじめた子ども

- ・ 安易な謝罪で済ませない
- ・ 相手の心の痛みを理解させる
- ・ 今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる
- ・ 本人の不安定要因への対処をする
- ・ 家庭環境への支援を継続する(必要に応じて関係機関と連携する)

周囲・全校の子ども

- ・ いじめの傍観者にならない
- ・ 一歩踏み出す勇気をもたせる

外部機関
学校支援課 S S T・主任児童委員
警察・児童相談所・医療機関など

自殺をほのめかしている場合は

<<T A L Kの原則>>
 T e l l 心配していることを伝える
 A s k 自殺願望について尋ねる
 L i s t e n 気持ちを傾聴する
 K e e p s a f e 安全の確保

治療の原則
 ① 3つの柱で
 ② チームで対応
 ③ 長期のケア

絆の回復
 薬物療法 心理療法